

『令集解』に見える「興大夫」について

嵐 義人

- 一、はじめに
- 二、興大夫についての從來の研究
- 三、『令集解』に見える興大夫の註釋
- 四、成立年代推定の手がかり
- 五、興大夫説の性格と興原敏久との關係
- 六、をはりに

一、はじめに

古代法制の基本史料として多くの古代研究に寄與してきた『令集解』について、基礎研究の第一に擧げられるのが諸註釋私記の成立年代の措定である。「穴云」とあればいつ頃註釋であるのか。「古記云」「釋云」はいつか。「讚」は、「跡」は、「朱」は、といった諸私記の註釋を時系列で把握しておくことが、『集解』活用の際の基本として求められるのである。

その研究は江戸期に始まる⁽¹⁾が、われわれが依據する研究は、夙には佐藤誠實博士「律令考」、(三浦周行博士・)瀧川政次郎博士『定本令集解釋義』解題・頭註に、また近くは井上光貞博士による『律令』の解説や、荊木美行博士編の『令集解私記の研究』に収められた諸論考により率ね俯瞰することができる。しかし、厳密な意味での各私記の成立年代の確定には、なほ多くの検證を俟たねばならない。

確かにこの一世紀の間に、律令學は動きない基礎を與へられた。方法論的にも日本史學をリードする面があり、法律と制度の實態を浮き彫りにする論考に汗牛充棟も啻ならぬ量産を見た。佐藤誠實博士の考證學、瀧川政次郎博士の法律生活の實態に迫る律令學、坂本太郎博士以下の史學への應用は、わが國近代歴史學の輝ける一面でもあった。

と言つて、われわれに遺された問題がない訣けではない。古記の成立年代を始め、そのいくつかを筆者も手がけてきたが、ここに今一つ、些細な落穂拾ひであり、先學の考證への吟味の眞似事に過ぎないが、『令集解』に見える「興大夫」を取り上げ⁽⁷⁾、その性格と成立年代について考察してみたい。

二、興大夫についての從來の研究

『令集解』に何箇所かの「興大夫云」で始まる註釋が引かれてゐる。この「興大夫云」については、井上光貞博士が最も要領よく從來の研究を纏めてゐるので、概觀の意も籠めて博士の文を次に引いておく。⁽⁸⁾

讀記は先行學説にも廣く目を通し、……興原敏久の説を興大夫云として、額田今足の説を額大夫云

として引くことが多い。興原敏久のことは前に述べたが、もとは物部敏久で、大同年間には大外記（外記補任）、弘仁二年には明法博士（法曹類林卷百九十二）、同四年には大判事となり（日本後紀）、「物記」の著述もあった。……さらに、令義解の撰修にも預かって、天長十年の上表には正五位上大判事とある。一方の額田今足……。讃云はこの二人については大夫云として引くのであるが、それは著者が、二人からその著書を通じてではなく、耳で直接にその意見を聞いて記録しているからであろう。

また、右の文中に「興原敏久のことは前に述べた」とあるのは、次の文を指す⁽⁹⁾。

中原敏久は、もとは物部敏久で、弘仁四年に物部中原敏久となり（日本後紀）、同十五年まではこの氏姓を稱したが、天長四年正月には興原宿禰敏久と稱している。……戸令……の穴記に「原大夫井掠哲云」とある……原大夫は物部中原宿禰敏久で……ちなみに、興大夫云はあとであげる讃記・讃説が多く引用するが、考課令……の興大夫は、……穴の引用とみるべきとおもう。

右の興大夫に關する理解は、一部を除き井上博士の説ではなく、それまでの佐藤・瀧川兩博士を始め、利光三津夫博士⁽¹⁰⁾や、吉田孝・早川庄八・神野清一・森田悌の諸博士⁽¹¹⁾の研究に依據して纏められたものである。

因みに、佐藤博士の「律令考」でも、次の如く記している。

物記あり⁽¹²⁾、又物云ともあり⁽¹³⁾、即ち貞觀格式の撰者なる物部中原宿禰敏久にして、令義解の撰者なる興原宿禰敏久なるべし、令集解に興大夫とあるも此人なるべし⁽¹⁴⁾、此人の事は下に言ふべし、

末尾の「下に言ふ」は長文であるため省略するが、敏久の経歴についての考證である。

筆者の視るところ、「興大夫」についての考察は、佐藤博士を以て嚆矢とすべきで、特にここでは省略した敏久の経歴については、勿論、後の利光博士の考證などにより補はれる部分もあるが、その考證が極めて精緻であったため、後人をして佐藤説に疑を懷しめなかつたものと推測される。^{〔12〕}

参考までに、佐藤博士による敏久の経歴を整理してみると、次のやうになる。^{〔13〕}

○氏姓について

初め
物部敏久

弘仁四年（八一三）正月 物部中原宿禰敏久^{〔14〕}

天長元年（八二四）～四年（八二七）興原宿禰敏久

○位階について

初め 正六位上

大同三年（八〇八）正月 外從五位下

弘仁十年（八一九）正月 從五位下

天長正年（八二四）正月 従五位上

天長四年（八二七）正月 正五位下

天長七年（八三〇）閏十一月 正五位上

○官職について

弘仁四年（八一三）二月 大判事

弘仁十一年（八二〇）ころ 大判事兼行播磨大掾
 天長十年（八三三）ころ 大判事
 なほ、利光博士の研究により右の経歴に若干補ふなら、官職については次の如く増補できよう（なほ
 井上博士の前引解説を参照）。

延暦二十一年（八〇二）以前 大宰少典

延暦二十五年（八〇六）以前 左少史

大同三年（八〇八）三月十五日以前 左大史・大内記

同年三月十五日 大外記

大同四年（八〇九）六月三十日 主税助

三、『令集解』に見える興大夫の註釋

さて、『令集解』では、「興大夫云」はどのやうな内容を持ち、どのやうに引用されてゐるのであらうか。

水本浩典博士の編にかかる『令集解總索引』によると、次の五例が知られる。⁽¹⁶⁾

- (イ) 職員令集解 左大臣條
- (ロ) 考課令集解 内外文武官條
- (ハ) (ニ) (ホ) 考課令集解 官人景迹條

なほ、後述する如く、他にも興大夫説ではないかと思はれる引用も存するが、先は右の五例について、

「興大夫云」（ゴチックで示す）とその前後の註釋乃至は註釋書名を引いておく。

(イ) 釋云。……新令私記云。……穴云。……一云。……或云。……跡云。……讚云。舉持綱目。謂

除考選任官之外。諸司之事。亦不由辨官是也。假令。如論奏之式事等。又當班田年。諸國經辨官。申可班田之狀。辨官受取。不如勘事。經申大臣。令處分之類是也。興大夫云。舉持綱目。謂在中兼上下句也。證文可求也。¹⁷⁾

(ロ) 釋云。……或釋云。省内寮司。各錄其行能功過。送所管省。々長官定等第。申送太政官也。當司本司。文異義同也。讚案。當司長官。謂省内寮司。各當司長官。考其屬官。但寮司長官考者。注上日行事。送所管省。々長官九月三十日以前定等第耳。舊說云。省内寮司。各錄其行能功過。送所管省。々長官定等第。申送官也。當司本司。文異義同也。此説時人思非。興大夫云。依古令意所陳。於今不合也。¹⁸⁾

(ハ) 跡云。……朱云。……古記云。……一云。……讚云。即改任。應計前任日爲考者。功過並附。謂考中改任。通計前後任日。在後任爲考也。但專計前任日爲考者。前任後任並隨便耳。興大夫云。須於後任考也。何者。爲對當司長官合讚示故。但考限之後遷任者。在前任爲考耳。可檢問。上文云。前任有犯私罪。斷在今任者。同見任法。此文云。應計前任日爲考者。功過並附者。未知其別。答。前任有犯私罪。斷在今任者。前任私罪。後任斷定是也。應計前任日爲考者。前任公私之罪。於彼斷定已訖是也。但未斷者。公罪勿論。私罪如上。¹⁹⁾

(二・ホ) 釋云。……跡云。……貞云。……又云。……朱先云。……朱云。……私案。……朱云。……

先等云。……或問。……在跡。記等。穴云。注狀乖舛。褒貶不當。謂注考長官也。及隱其功過。謂主典

實錄之日。雖依法。而至年終成案之日。有隱失。隱謂故也。失亦同。古私記云。興大夫云。長官

若主典俱可有也。准所失。謂下文失實意是也。輕重。謂昇一二等者。亦降一二之等類也。餘先私

記解訖。私案。……師不依之。……私案。……師云。……私案。……跡云。……大夫

云。……師云。公問。……記在穴。古記云。……讚云。……釋云。……穴云。注狀乖舛。褒貶不當。

謂注考之長官也。及隱其功過。以致昇降。謂主典實錄之日。雖依正法。而至年終抄錄之時。有隱

失也。故失同上。古答。注狀乖舛。謂故失无別也。隱其功過。謂故犯也。興大夫云。長官主典。俱

可有隱失也。爲長。准所失輕重。⁽²¹⁾ 謂釋云。……私案。……穴案。……跡案。……跡記云。……又云。

……又云。……或說。……兩說。……穴案。……又云。……私案。……私案。……

ところで、(三)の「興大夫云」の後に、跡記の引く「大夫云」なる註釋が見える。この「大夫」が興大夫であるか否かは遽かに決しがたいが、水本博士らの『令集解總索引』によると、「大夫云」は十九例あり、興大夫以外に「額大夫説」が二例、「原大夫……云」が一例認められる。

このうち「額大夫」は額田今足であるから別人であるが、「原大夫」は敏久と考へられてゐる。⁽²²⁾ 『集解』の戸令應分條には姉妹等についての諸子均分の規定が見えるが、それについて「椋哲」と共に「原太夫」の註釋が引かれてゐる(『原大夫并椋哲云』)。一方、考課についての勘文が『法曹類林』卷百九十七に見え、そこには「梁原敏久 椋橋部家長」の名が連名で見える。「梁原」は「興原」の誤寫であり、「興

原」のうちの「原」を以て略稱にしてゐたことが認められる。

さて、「大夫云」の十九例は、次の如き問答を見せてゐる。⁽²⁶⁾

(あ) 釋云。……古記云。……朱云。……穴云。問。内位出外位者何。答。具可放古私記云也。言即給。但時行事殊耳。大夫云。先外位々記不進。〔選敍令本主^云條〕

(い) 釋云。……古記云。……一云。……穴云。……大夫云。但古私記兩說耳。朱云。……私案。……

〔同上條〕

(う) 釋云。……古記云。……穴云。問。主政主帳家令皆奏聞以不。答。致仕條古私記云。奏任以上奏聞。判任色官任判解者。此得政依習耳。私云。大夫云。致仕條亦如朱云。……〔選敍令職事官患解條〕

(え) 釋云。……古記云。……跡云。……穴云。大夫云。番官本司判解。謂爲侍立文。但患解者。雖滿百二十日。而不解也。……〔同上條〕

(お) 釋云。……古記云。……跡云。……朱云。……或云。……或云。……在跡。並集對讀。

謂次官以下也。……問。並集對讀。議其優劣定九等。未知。定訖後更唱示哉。又定者。對讀之時。即定歟。答。依文。定訖後。不見更唱示。然依文先對讀。登時定九等第耳。大夫云。更讀示。此量情讀。更不合唱示也。讚云。……朱云。……〔考課令内外文武官條〕

(か) 釋云。……跡云。……朱云。……先記云。……又云。……在跡。……記背。穴云。問。雜任初位犯公罪。

任職事々發者何。答。放名例无官犯罪條之釋也。案之。番上任長上亦同。又大夫云。散事任職事。此法耳。無別例也之。讚。……今師云。……

私思。……古記云。……讚云。……跡記云。……〔考課令官人景迹條〕

記在穴。

(き) 釋云。……跡云。……〔古記云。……貞云。……又云。……朱先云。……朱云。……朱云。……先等云。……記背。在跡。〕私案。……朱云。……先等云。……師云。……〔三〕……私案。……師……。私案。……師云。……

師云。……答。私案。……跡云。大夫云。……爲昇降必當之最者。問。滿六考成選之年。昇降人考。仍遂或加階或降。是只非考昇降。兼增減其位。未知。有所由官人別科哉。答。不合別科也。尚依考輕重昇降耳。依文所云。又科罪。尚依職制律耳。又問。考課令法。但臨結階時。有成加減者何。答。此非依考昇降。然合別論。非此文所云也。師云。公問。……〔同上條〕

(く) 跡云。……朱云。……貞云。……穴云。……古記云。……一云。以四字亦注耳。兩說。大夫云。以四字注者。此云亦。何者。……古記云。……〔考課令最條〔大納言〕〕

(け) 朱云。……穴云。……私案。凡施行文書。皆自辨官出入。其申上施下滯者。皆不得最。大夫云。受付。謂文書也。處分。謂事之處分。古記云。……〔考課令最條〔少辨〕〕

(こ) 釋云。……跡云。……朱云。……穴云。……大夫云。兵部自无掌調習。但案之。……古記云。……〔考課令最條〔兵部〕〕

(さ) 釋云。……古記云。……穴云。陪上聽。謂私記云。無故不上亦同。大夫云。同令釋云。無故不上者。不許者。……〔考課令内外初位條〕

(し) 釋云。……古記云。……一云。……跡云。……朱云。……師說云。……朱元云。……朱云。……私案。……生云。……在跡。……伊云。……伊云。……新令問答同。古說案不明。又大夫云。雖郡司而

五位以上者。皆依此文定奏聞。師說云。……私記同之。〔同上條〕

(す・せ) 釋云。……古記云。……一云。……跡云。……朱云。……朱云。……朱云。……朱云。

……或云。……或云。……生云。……在跡。穴云。……之師同。……大夫云。相折物者。二司考案各

可成中也。古私記及春云。亦不除前勞者。大夫云。不除前勞者。或甲司有一最一善。而犯公罪五

殿。居下々。令解官。乙司亦於一最一善。而有增益戶口二分。居上中者。累從一高官爲上中。而

降五等爲下上。兩官並不解官之類。……師云。……答。師云。……穴異。……師僅。私案。……如先

私記也。……或云。……答。師云。……私思。……公問。……答。師云。……記。〔考課令在二

官條〕

(そ) 釋云。……穴云。……令釋及古私記並云。……古私記云。前勞不論。大夫云。上事同古說。但

前勞不可除者。量心讀加耳。〔同上條〕

(た) 釋云。……一云。……古記云。……跡云。……穴云。在任。謂大夫云。朝集使在任也。古云。

見任國司。是兩說。春云。……答。私案。……公問。……令釋在穴記。同。〔考課令大貳已下條〕

(ち) 釋云。……跡云。……朱云。……穴云。……大夫云。同私案。本司考訖以後。省未校以前。犯

罪斷訖。准狀合解及降貶者附校。然則奪當年之年祿也。後年有犯者。乃徵後年耳。或云。……或

云。……私思。……師云。……古記云。……或云。……記。〔祿令應給祿條〕

(つ・て) 釋云。……古記云。……穴云。……大夫云。同又遇恩。謂不論見在見无皆是。問。……大

夫云。問。私案。以理去任者。通計前勞給。不可從復任後初計。但亦不初任耳。即應給者。從復任日爲始計。未知。本令始給與此始計。其別何。答。始給。謂雖無日給耳。今於此始計。謂恐通

計前任之日。故生此文。宜計滿百二十日給。故云始計也。……私思。朱云。……先云。……或云。
……在跡。記背。〔祿令奪祿條〕

四、成立年代推定の手がかり

上記の諸例を見ると、ここから「興大夫云」についての一、三の特徴を検出することができる。

第一に、「興大夫云」は、『令集解』の編纂に用いられた獨立した註釋書ではなく、讃記や穴記が引く孫引きの註釋書であること。

第二に、「興大夫云」の五例は、任官中の功過について専門的意見を述べてゐること（中ではやや不明瞭な（イ）も仔細に見ると同様に解される）。

そして第三に、「興大夫云」の（イ）を除く四例、及び「大夫云」の殆んどが、大寶令の註釋との対比の觀點から引かれてゐること（「大夫云」が興大夫か否かは不明ながら、ここでは假に一括して見ておく）。

これらの點を今少し詳しく見るなら、先づ第一點については特に説明を要しないであらう。『令集解』研究の最も難しいところは、註釋の所屬を決めるところにある。例へばかつて、八十一例の逸文について虎尾俊哉博士の研究中、推定の一例にのみ疑を呈したことがある。⁽²⁷⁾ それも「又云」が直前の「八十一例云」を指すか、同内容を見せる古記との対比から「釋云」の再掲と見るかの違ひから生じた論争であった。前出の井上博士の解説中にも同類の記述が見られ、常に争點となるところであることは縷述するま

でもないであらう。

なほ附言すれば、獨立註釋書は、古記を除き一字の略稱で表示されることが通例である。尤も一字名すべてが獨立註釋書でないことは、上引の諸例からも窺へるが、古記以外の複數字略稱による表示は孫引きと推定しうる。また、「大夫」といふ敬稱と見做しうる表現を用いてゐる點からも孫引きであることは判然としよう。さらに、「大夫^云」も含む上掲の多くの例では、内容自體が獨立註釋でないことを示してゐるといへる。

次に第二點については、『法曹類林』卷百九十七が官人の功過についての勘文を集めてをり、その中に物部敏久⁽²⁹⁾、中原敏久⁽³⁰⁾、興原敏久の名が見える。しかし、上に紹介した諸例と合致する勘文は一例もない。

したがつて、第一と第二の特徴から成立年代を求めるることは斷念しなければなるまい。

その點、第三の特徴は大寶令の註釋との關聯もあり、手がかりとしては期待できる。しかし一見して措定に漕ぎつける記述は見當らないやうである。順次見て行くこととしたい。

(口) は、讚が令釋の説は「時人」(今の人之意)の考へとは違ふと述べ、それに對し「興大夫」が“古今の意に依つて陳べてをり、今とは合はない”との説明を與へてゐると見ることができる。

(二) は、穴が「古私記」を引いている中に出でくるとも見られ、「興大夫」は大寶令註釋である可能性が高い。

(ホ) の構成は明瞭ではないが、「興大夫^云」は「古答」と並置されてゐるやうに見える。「古答」とは、“古律問答”または“古令問答”的“答”的部を纏めたものらしく思はれ、大寶律令の註釋の一つ

と見ることができる。⁽³¹⁾

一方（い）は、令文の毎年行ふ評定（考）との關聯でいへば「六考」としてよいところを「六年」と規定するのは、六考と同じなのか、考を論ぜずに年數のみを條件としてゐるのか、といふ問題設定の中で、穴が、「古私記」は兩説を示してゐるとする「大夫」の説を提示する。

（く）は、大納言の最において「獻替奏宣。議務合理」と八字で示すことに對し、官職によつては八字すべてに該當しない場合もあるので四字に合致すればよいとの解釋もありうるとの觀點から、「古私記」は「八字に記すのみ」とし、大寶令註釋たる「一二云」は「四字を以つて（別に）亦注するのみ」と説く。その上で、この兩説につき「大夫」の解釋を引く構成となつてゐる。

（せ）は、穴記において「古私記（及び春）」が「大夫」を引いて解説してゐる構成である。

（そ）は、上の（せ）とほぼ似た構成で、さらに「上事は古説に同じ」と言つてゐるのであるから、これも「古私記」が「大夫云」を引いてゐるのであらう。

これ以外の（あ）（う）（さ）（し）（た）にも大寶令註釋との關聯が窺はれるが、ここでは省略する。

以上により、「興大夫云」の中二乃至三例は、大寶令の註釋との對比の説明のために引かれてをり、「大夫云」の中の四例はより明瞭に大寶令の註釋を示すところで引かれてゐるといへる。

ところで、『令集解』に引かれる大寶令の註釋書「古記」が、『令義解』編纂の前提として、『義解』成立の天長十年（八三三）にやや先行するころに一書として纏められたものであらうといふことは、二十數年前に考察したことがある。⁽³²⁾

上に見た諸例は、右の考察をさらに補強するものといへる。つまり、「古記」の編輯以前に、「穴」や

「讃」においても大寶令の註釋を峻別する意識が形成され、「古私記」などといふ名で大寶令の註釋に関する内容が纏められたものであらう。「興大夫」や「大夫」は、「一二云」などと共に、「古私記」などを纏める際に引用されて行つたものと考へられる。

この大寶令の註釋と養老令の註釋の峻別とは、『令釋』成立後に求められた動きであり、「古私記」などは、『令釋』の成立と『令義解』の成立の中間に登場したと考へることができる。『令釋』の成立は延暦六年（七八七）から同十年（七九二）の間とする井上辰雄博士の説³³が最も有力視されてゐる。

「興大夫」は、より『令義解』成立時に近いころの註釋であらうが、『令釋』以後の説であらう。すると『令義解』の編纂が始まる天長六年（八一九）の約二十年前に外從五位下になつている物部敏久は、上引した「大夫」に擬すこともでき、天長元年（八一四）から四年（八二七）の間に興原宿禰に改姓した敏久は上の「興大夫」に當たると見ることもできる。

しかし、當代の代表的明法家が大寶令の註釋との違ひを主に論ずるのは何故か。この點に觸れておく必要があらう。

五、興大夫説の性格と興原敏久との關係

「興大夫」は何故大寶令の註釋と關聯ある意見しか残さなかつたのであらうか。その理由の一つは、當時「興大夫」の關心が主として新舊兩令の註釋の違ひにあつたからではないか。また、新令についての註釋は他に纏められてゐるとするなら、それも理由の一つにならう。さらに、律について「物記」の

ある敏久の註釋が令について偏りある註釋しか残してゐないことも、何らかの理由の存したこと暗示してゐるかもしない。そしてこれら三つの理由は、どうやら共通基盤の上に生じたものであるやうに考へられる。

それらに基底にある事情とは何か。それは『令釋』『古記』『令義解』の編纂事情に絡むものと見てよからう。かつて、「古記」の成立と編纂事情について考察したことがあるが、その事情こそが、この問題の基底に存在すると考へられる。

つまり、『令釋』は、『令義解』に先行する准公的註釋書であったが、大寶古令と養老新令の二つの註釋が混在してゐるのである。天長三年（八二六）十月三日太政官符「撰定すべき令律問答私記の事」にも、³⁵大寶・養老二令の成立を述べ、次に、³⁴自爾以來。諸博士等相承教授。文略義隱。情理難通。即無不由先儒舊說。或爲問答。或爲私記。互作異同。未詳誰作。後學者等屬意彼此。每有論。決難塞。

と、諸註釋の異同が混亂を招いてゐることを嘆く。天長十年（八三三）の「令義解序」も、令義解の上表文も、同様の事情を記してゐる。

『本朝書籍目録』も「本朝法家文書目録」も、共に「令 十卷」「令釋 七卷」「令義解 十卷」の順に記してゐる。³⁶そして現在においては『令釋』の成立を延暦六年（七八七）から十年（七九一）のころに見てゐるのは、上述した通りである。その『令釋』に大寶古令の註釋と養老新令の註釋の混在してゐることは、『新令釋』をめぐる論争が三浦周行・瀧川政次郎兩博士³⁷以來續けられてゐることから了解されよう。その上、『令義解』の名は撰進直前に命名されたもので、編纂時までは「新撰令釋」の名を以

て呼ばれているものである。

そこで、養老令の完璧な註釋書として『令義解』を撰進するには、先行書である『令釋』から大寶令に關する註釋を除去し、他の先行註釋からも參照する際に大寶令註釋を排除する必要があるため、急遽纏められた大寶令註釋集成が「古記」である、とするのが筆者の見解であった。

したがって、『令義解』には大寶令の註釋が混入しないこととなつたが、その編纂時にあつては當事者間でどれが大寶令の註釋かをめぐる議論がなされたことであらう。その時のメモが、後に『令集解』所引のいくつかの私記中に書き留められた「興大夫云」等の意見であると推測されるのである。

その點を補強するため、『令義解』の編者を一覽しておかう。「令義解序」に編者の歴名が見えるので次に列記しておく。

正三位守右大臣兼行近衛大將清原眞人夏野

參議從三位行刑部卿兼信濃守南淵朝臣弘貞

正四位下行左京大夫兼文章博士菅原朝臣清公

從四位下行勘解由長官藤原朝臣雄敏

從四位下行刑部大輔兼伊豫守藤原朝臣衛嗣

正五位上行大判事興原宿禰敏久

正五位下行阿波守善道宿禰貞貞

大宰少貳從五位下小野朝臣篁

從六位下行左少史兼明法博士勘解由判官讚岐公永直

從八位上守判事少屬川枯首勝成

明法得業生大初位下漢部松長

この中で明法家といへば、興原敏久、讚岐永直、川枯勝成、漢部松長の四人であらう。⁽⁴⁾ 明法家の筆頭に挙げられた敏久の解釋が『令義解』の註釋をリードしたであらうことは想像に難くない。したがつて「興記」なる註釋私記は存しないのである。言ひ換へれば、『令義解』の註釋こそ大部分を敏久の意見と見做しうるのであって、敢へて「興記」が編まれる必要はないのである。

また、右の歴名には讚岐永直がゐる。「讚記」にしばしば「興大夫」が引かれ、そこで新古兩令の註釋の差についての意見を求めてゐるのも、上述の如き事情、あるいは編纂時の人的關係を考へれば贅言を要しないであらう。

なほ「大夫」は五位の異稱であるから、興原に改姓した時點で既に從五位上に昇つてゐた敏久に對し、「興大夫」と記すのは當然であり、上述の如く『令義解』編纂時に讚岐永直が敏久に質したことメモしたものであるとするなら、「興大夫云々」が最も妥當する呼稱であるといへよう。

因みに、『令義解』の編纂期以前で比較的近い時期に五位以上に昇つてゐたことが明らかな明法家は、敏久を除くと、弘仁七年（八一六）正月に外從五位下に昇敍された螺江（貞江）繼人（『類聚國史』卷九十九）と、弘仁十三年（八二三）正月に外從五位下に昇敍された額田今足（同前）くるるものである。既に述べた如く今足には『集解』に「額大夫」の表記が見られ、永直が敏久を「興大夫」と呼ぶことは當然のことと考へられる。

さらに、律に關し「物記」なる頻繁に引かれる註釋書を殘した敏久が、令に關し殆んど註釋を殘してゐないことも、孫引きされた「興大夫云」等の註釋に偏りが見られるのと同様、「令義解」に結實してゐるからと考へれば了解しえよう。

六、をはりに

興原敏久について、『令義解』の實質的主任編纂官であったと見るとき、「興大夫云」の殘り方、その註釋の傾向等は、極めて都合よく理會できる。幸ひ、敏久と『義解』の關係を如實に示す史料がある。⁽⁴²⁾『法曹類林』卷百九十七の「内外位者各有所任。若依職事内外。可改位内外哉否事」に附された次の註記である。⁽⁴³⁾

當時法家之説。有兩通。大判事讚岐千繼・大宰少典物部敏久等論案。據法意。内外位各有所任。不可相濫。故外位任内職事者。即改入内位。然則内位任外職。應須即改敍外位。此是比附遞明法律通例者。故明法博士民友人論云。令案令文。唯云改入内位。而無改敍外位之文。然則内位任外職事。不可即改。

件論各持不定。公家依千繼論作義解。曰定了。然而爲見各論抄出。

見延暦二十一年九月二十八日符。

類聚判集抄。

「千繼の論」とはすなはち敏久の論でもあるから、右文は一條中の一部とはいへ、敏久の意見を以て『義解』を作ったといふことを示してゐる。

よつて上述した推測は相當程度高い蓋然性を有してゐると考へられるが、なほ疑點もある。「大夫云」の（い）（せ）（そ）は、「古私記」が「大夫」を引いてゐるらしく解される。これら「大夫」が「興大夫」であるとすると、興大夫は大寶令の註釋に關係したり、その影響の色濃く殘つてゐた奈良前・中期の明法家である可能性も出てくる。⁽⁴⁴⁾

しかし、それらの點の全體に亘る究明は後日に譲り、ここでは右に疑點として指摘した大寶令の註釋そのものと見る想定にも弱點のあることを述べておきたい。

その第一は、奈良前・中期に「興」を姓の一部にもつ著名な明法家がゐないことである。

第二は、「大夫」は「興大夫」に限らないといふことであり、序でながら第三として奈良時代にも「大夫」すなはち五位の明法家はゐたといふことが擧げられる。

この第二點は當然のやうでありながら、若干は考證を必要とする。「大夫云」（い）（せ）（そ）はいづれも「穴記」が引いてゐる。神野清一博士が「讚記」について代々書き繼がれたといふ意味での複數筆者説を示された如く、「穴記」も代々書き繼がれたらしき内容を有している。⁽⁴⁶⁾しかし、内容に古めいた傾向の見られる「大夫云」を引く「穴記」の筆録者は、穴太内人かそれ以前の人物であらう。

ところで内人は敏久を「大夫」と呼ぶであらうか。どうも内人の方が先輩らしく見えることからして、少なくとも上に擧げた（い）（せ）（そ）の「大夫」は敏久とは別人である可能性が高いやうに思はれる。内人の方が先輩らしいといふのは、『法曹類林』卷二百に次の如き連名の勘文が見えることから推測される。

式部省 穴太内人 螺江繼人 中原敏久……

弘仁五年六月三日⁽⁴⁷⁾

『法曹類林』には、他に次の如き連名が見えるが、いづれも上下を辨へた書き方をしてゐる。すなはち「梁原敏久、椋橋部家長」「螺江繼人、物部磯人」「大判事讚岐千繼、大宰少典物部敏久」「大外記三統公忠宿禰、少外記伊福部安近」「從五位下行明法博士小野朝臣有隣、從五位下行明法博士兼安藝權介中原朝臣明兼」「興原敏久、額田今足」「讚岐永直、川枯勝成」の諸例である。⁽⁴⁸⁾

また、令の官位相當では大判事は正五位下であり、養老令編纂に携つた鹽屋吉麻呂や大和長岡、山田白金らはすべて五位以上に昇つてをり、穴太内人なりその先人が「大夫」と呼ぶ明法家が幾人もゐたことは否定できない。ただ、これは可能性のみであつて、絞りこめないところに、この推論の難點がある。かくて「興大夫」についての考察も、明解な結論を導きだせずに終はることとなるが、一應興原敏久の可能性が一層濃厚となつたことと、『令集解』に見える私記の究明にはまだまだ研究の餘地のあることを確認したことを以て、小論なりの意義と見做しておきたい。

大方のご批正を切に冀ふ次第である。

註

(1) やや先行する一條兼良『令抄』に附された註記を始め、伴信友の『比古婆衣』や稻葉通邦の『神祇令和解』などを擧げることができる。

(2) 佐藤誠實「律令考」五、『國學院雑誌』第六卷第參（明治三十三年三月）。のち『佐藤誠實律令格式論集』（平成三年、汲古

書院) 所収。

(3) 三浦周行・瀧川政次郎『定本令集解釋義』(昭和六年、内外書籍)。

(4) 井上光貞「日本律令の成立とその注釋書」(井上光貞・關晃・土田直鎮・青木和夫校注、日本思想大系『律令』昭和五十一年、岩波書店)。

(5) 荊木美行編『令集解私記の研究』(平成九年、汲古書院)。

(6) 嵐義人「古記の成立と神祇令集解」『神道及び神道史』第二十五號、昭和五十年(のちに註(5)の『令集解私記の研究』に収録)など。

(7) 『平安時代史事典』(平成六年、角川書店)の「物部敏久」の項(筆者執筆)参照。なほ、利光三津夫・神野清一・野村忠夫・井上辰雄等諸氏の研究がある。

(8) 註(4)、七八八ページ。

註(4)、七八四ページ。

利光三津夫「奈良・平安朝に成了た日本律注釋書」(『律の研究』昭和三十六年、明治書院)、同「明法家物部敏久についての一考察」(『續律令制の研究』昭和六十三年、慶應通信)。

註(9)に相當する引用中には省略したが、吉田博士以下の名は井上博士の文中に明記されてゐる。

註(10)の「明法家物部敏久についての一考察」。

註(2)に同じ。

(14) 『菅家文草』卷九の「請參議之官定爲職事事」には「弘仁七年六月二十五日問曰。……大判事物部敏久答曰。……」と見えて、正確に複姓で記されない例もある。

註(12)に同じ。

(15) 註(15)に同じ。

(16) 水本浩典・村尾義和・柴田博子編『令集解總索引』上・下巻(平成三年、高科書店)。

(17) 黒板勝美校訂(實際は坂本太郎・皆川完一校訂)『新訂國史大系』『令集解』前・後編(昭和十八年・三十六年、吉川弘文館)、

増補

前篇四四ページ。

註(17)、(後篇)五三三一ページ。

註(17)、五四七ページ。

- (20) 註(17)、五四九ページ。
- (21) 註(17)、五五一ページ。
- (22) 註(3) 頭註以下多くの研究で指摘。なほ『集解』には「中云」も存する。註(17)、二二三、五〇八、八九六、九〇三、九〇八ページ。
- (23) 註(17)、前篇一九七ページ。
- (24) 黒板勝美校訂、新訂増補國史大系『法曹類林』(昭和八年、吉川弘文館)、八ページ。
- (25) 註(12)に同じ。
- (26) 註(17)、順に四九二、四九三、四九八(二ヶ所)、五三三、五四五、五五〇、五六一、五六二、五六五、六一〇、六一六、六一九、六二三、六二八、六五七、六六一ページ。
- (27) 嵐義人「八十一例」『國書逸文研究』第六號、昭和五十六年二月。虎尾俊哉「例の研究」『古代典籍文書論考』昭和五十七年、吉川弘文館) 参照。
- (28) 註(4)、七八八、七八九ページ。
- (29) 註(25) 一一ページに見える「物部儀人」も物部敏久の誤寫であらう。
- (30) 註(25) ハページに見える「梁原敏久」については註(26)の利光博士の指摘がある。
- (31) 利光三津夫「大寶律令と『古答』について」『日本上古史研究』第四卷第十一號、昭和三十五年十一月(のち註(10)の『律の研究』に収録)。
- (32) 註(6)に同じ。
- (33) 井上辰雄「令集解・雜考」(坂本太郎博士古稀記念會『續日本古代史論集』中巻、昭和四十七年、吉川弘文館。のち註(5)の『令集解・私記の研究』に収録)。
- (34) 註(6)に同じ。
- (35) 嵐義人「紅葉山文庫本令義解卷首附載へ官符・詔・表・序・釋文」『國學院大學日本文化研究所紀要』第四十二輯、昭和五十三年。
- (36) 和田英松『本朝書籍目録考證』(昭和十一年、明治書院)に、「令義考」(十卷與律並作「令釋七卷」/「令義解十卷」石大臣夏野奏進)と見え、『續々群書類從』第十六卷雜部(明治四十二年、國書刊行會)所収の「本朝法家文書目録」にも、「令一部十卷

三十篇／令釋一部七卷三十篇／令義解一部十卷三十篇
三浦周行『日本史の研究』新編一、昭和五十七年、岩波書店。

(38) (37)
瀧川政次郎『律令の研究』昭和六年、刀江書院。

(39) (38)
『類聚國史』卷百四十七、天長十年二月條に「校讀新撰令釋疑義起請」とある。

(40) (39)
註(35)に同じ。

(41) (40)
善道眞貞も、祖父の伊豫部馬養が大寶律令の編纂者で、父家守は『集解』に引く「伊云」に擬せられてをり、子か孫の繼則が明法博士になってゐることから見て、明法家に加へるべきかも知れない。また、南淵弘貞については「朱記」の筆者と考へてゐるが、その場合でも明法家ではなく文人として理解しておきたい。

(42) 嵐義人「最近発見の令私記断簡に就いて」『皇學館論叢』第六卷第四號、昭和四十八年（のち『令集解私記の研究』に収録）において指摘したことがある。

註(24)に同じ。一三ページ。

註(7)の『平安時代史事典』に「『興大夫』は別人と解したほうがよい」と記した。未だその可能性もなくはない。
神野清一「『令集解』『續記』の性格分析」「續日本紀研究」第一三八・一三九合併號、昭和四十三年（のち註(5)『令集解私記の研究』に収録）。

(43) (44) (45) (46)
中嶋宏子「『令集解』『穴記』の成立年代をめぐって」『神道宗教』第一五三號、平成五年（のち『令集解私記の研究』に収録）。

註(24)、三五、三六ページ。

順に、註(24)の八、一、一三、一五、二四、三三、三六ページ。